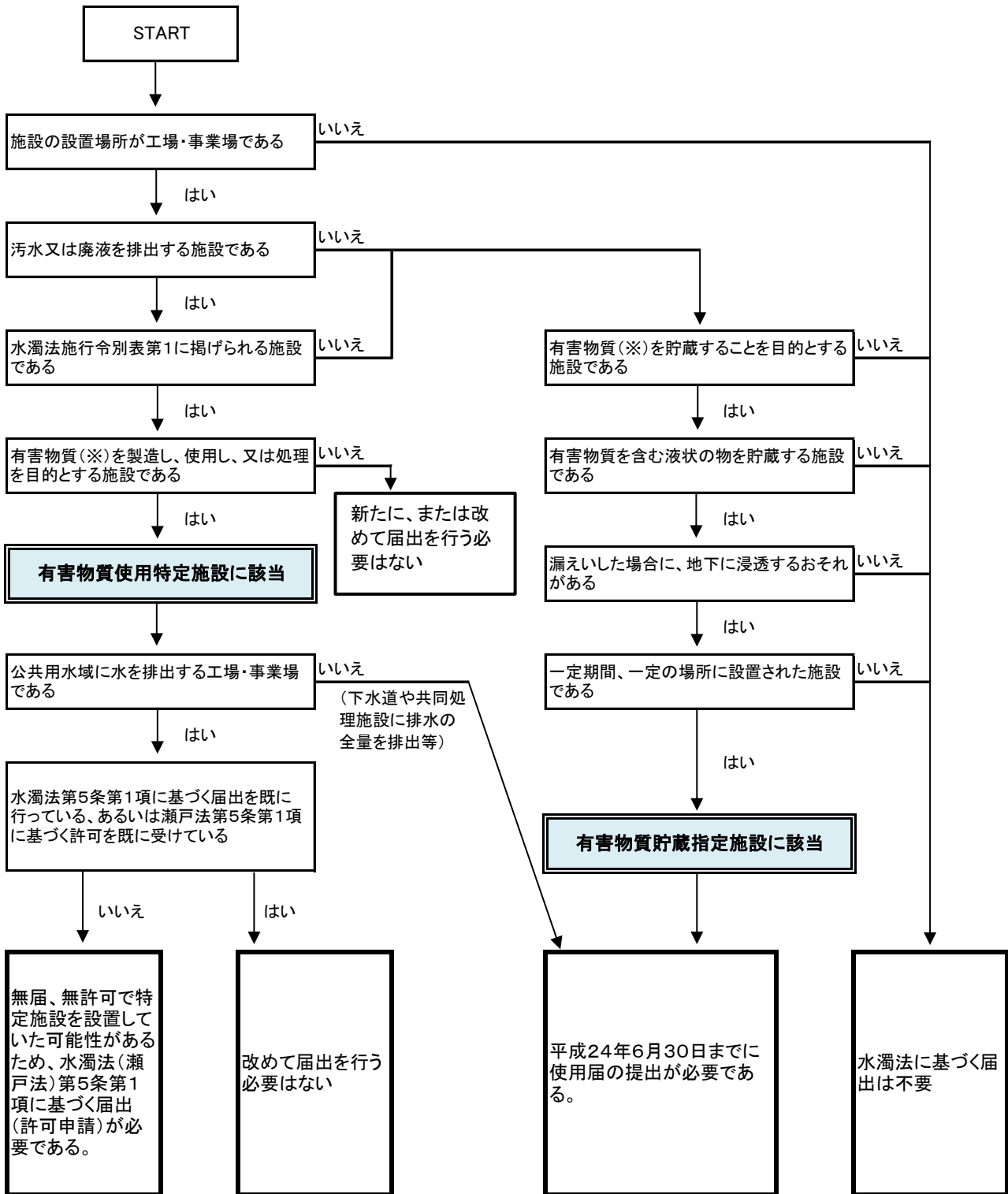


届出対象施設判定フローチャート

本フローチャートは、改正法施行時(平成24年6月1日)に既存の施設について届出が必要かどうかを判定するための判断の参考とするものです。



※「有害物質」とは、水濁法施行令第2条に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の有害物質のことである。
 ※「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。
 ただし、漏えいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。